

庁名 長崎家庭裁判所本庁・管内支部
 郵便切手及び予納金一覧（令和7年10月1日～）

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								備考	
		郵便切手の場合							予納金の場合		
		500円	180円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。郵便切手で納付する際は不要
成年後見制度に関する審判	後見開始	3		15		1		10	3300円	4000円	
	保佐開始	5		15		1		10	4300円	5000円	
	補助開始	5		15		1		10	4300円	5000円	
	任意後見監督人選任	3		15		1		10	3300円	4000円	
	成年後見人(保佐人、補助人)選任	3		10		1		10	2750円	3000円	
	成年後見監督人(保佐監督人、補助監督人)選任	3		10		1		10	2750円	3000円	
	成年後見人(保佐人、補助人)辞任許可	3		5		1		10	2200円	3000円	
	成年被後見人(被保佐人、被補助人)の居住用不動産処分許可			1				7	180円	1000円	
	特別代理人選任(被後見人のための)			5				10	650円	1000円	
	臨時保佐人選任			5				10	650円	1000円	
	臨時補助人選任			5				10	650円	1000円	
	成年後見人(保佐人、補助人)の報酬付与			1					110円	1000円	
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託	2		4					1440円	2000円	
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託取消し・変更			2					220円	1000円	
成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可			1					110円	1000円		
行方不明者に関する審判	不在者財産管理人選任	2		10				10	2200円	3000円	
	不在者の財産管理人の権限外行為許可			1					110円	1000円	
	失踪宣告	2		25				10	3850円	4000円	
	失踪宣告取消	2		25				10	3850円	4000円	
親子に関する審判	未成年後見人選任	3		10		1		10	2750円	3000円	
	未成年後見監督人選任	3		10		1		10	2750円	3000円	
	子の氏の変更許可			1					110円	1000円	
	養子縁組許可			10		2		5	1250円	2000円	
	死後離縁許可	2		7		2		10	1970円	2000円	
	特別養子適格の確認	8		20		5		15	6600円	7000円	
	特別養子縁組の成立	8		20		5		15	6600円	7000円	
	特別代理人選任(親権者とその子との利益相反の場合)			6				10	760円	1000円	
	親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)	2		11				10	2310円	3000円	
	特別養子縁組の離縁	8		25				20	6950円	7000円	
	第三者が子に与えた財産の管理に関する処分			6				7	730円	1000円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								備考	
		郵便切手の場合							予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。郵便切手で納 付する際は不要		
		500円	180円	110円	100円	50円	20円	10円			合計額
	親権喪失、親権停止又は管理権の喪失	4		12				10	3420円	4000円	
	親権喪失、親権停止又は管理権の喪失の取消し	4		12				10	3420円	4000円	
	親権又は管理権の辞任許可	4		12				10	3420円	4000円	
	親権又は管理権の回復の許可	4		12				10	3420円	4000円	
	離縁後に未成年後見人となるべき者の選任	3		10		1		10	2750円	3000円	
相続に関する審判	相続の放棄の申述			3					330円	1000円	
	相続の限定承認の申述			5					550円	1000円	*左記は申述人が1人の場合の料金です。 ・郵便切手の場合、申述人が1人増すごとに110円5枚を追加してください。 ・保管金の場合、郵便切手の場合に納付すべき総額の1000円未満を切り上げた額を納付してください。 【例】申述人が3人の場合、郵便切手の場合に納付すべき総額は、550円+(110円×5枚×2人分)=1650円 保管金で納付すべき額は、1000円未満を切り上げて2000円
	相続の承認又は放棄の期間の伸長			3					330円	1000円	
	相続財産清算人の選任	2		10				10	2200円	3000円	
	特別縁故者に対する相続財産分与	4		10				10	3200円	4000円	
	遺言書の検認			4					440円	1000円	*左記は相続人が申立人1人の場合の料金です。申立人以外の相続人がいる場合は、 ・郵便切手の場合、110円1枚×申立人以外の相続人の数分を追加してください。 ・保管金の場合、郵便切手の場合に納付すべき総額の1000円未満を切り上げた額を納付してください。 【例】申立人以外の相続人が2人の場合、郵便切手の場合に納付すべき総額は、440円+(110円×2人分)=660円 保管金で納付すべき額は、1000円未満を切り上げて1000円
	遺言執行者の選任			6				10	760円	1000円	
	遺留分放棄の許可			5				7	620円	1000円	
	遺留分の算定に係る合意の許可	2		10		2		5	2250円	3000円	*左記は申立人以外の推定相続人が1人の場合の料金です。 ・郵便切手の場合、推定相続人が1人増すごとに1510円分を追加してください。 【内訳】500円2枚、110円4枚、50円1枚、10円2枚 ・保管金の場合、郵便切手の場合に納付すべき総額の1000円未満を切り上げた額を納付してください。 【例】申立人以外の推定相続人が3人の場合、郵便切手の場合に納付すべき総額は、2250円+(1510円×2人分)=5270円 保管金で納付すべき額は、1000円未満を切り上げて6000円
	推定相続人の廃除	4		12			2	10	3460円	4000円	
	遺言書の確認			5				7	620円	1000円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								備考	
		郵便切手の場合							予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。郵便切手で納 付する際は不要		
		500円	180円	110円	100円	50円	20円	10円			合計額
	遺言執行者の解任・辞任	2		6				10	1760円	2000円	
	相続財産清算人・管理人選任	2		10				10	2200円	3000円	
	相続人搜索の公告			1					110円	1000円	
	相続財産清算人(管理人)の権限外行為許可			1					110円	1000円	
	特別縁故者に対する相続財産の分与	4		10				10	3200円	4000円	
保護者選 任に関す る審判	保護者選任			3					330円	1000円	
	保護者の順位の変更及び選任			5					550円	1000円	
戸籍上の 氏名や性 別の変更 などに関す る審判	氏の変更許可	2		6				10	1760円	2000円	
	氏の振り仮名の変更許可	2		6				10	1760円	2000円	
	名の変更許可			5				10	650円	1000円	
	名の振り仮名の変更許可			5				10	650円	1000円	
	戸籍訂正許可	2		11				10	2310円	3000円	
	性別の取扱いの変更	3		8		3		10	2630円	3000円	
	就籍許可	2		11				10	2310円	3000円	
年金分割 の割合を 定める審 判	年金分割の割合を定める審判	4		12		2		10	3520円	4000円	
調停事件	調停事件(下記以外)		1	5				5	780円	1000円	
	調停事件(遺産分割・寄与分・特別の寄与)			16				30	2060円	3000円	*左記は申立人及び相手方が1人ずつの場合の料金です。 ・郵便切手の場合、当事者が1人増すごとに1030円分を追加してく ださい。 【内訳】110円8枚、10円15枚 ・保管金の場合、郵便切手の場合に納付すべき総額の1000円未満 を切り上げた額を納付してください。 【例】申立人1人、相手方3人の場合、郵便切手の場合に納付すべき 総額は、2060円+(1030円×2人分)=4120円 保管金で納付すべき額は、1000円未満を切り上げて5000円
	調停事件(家事事件手続法277条事件)	4	1	12				15	3650円	4000円	
人事訴訟	人事訴訟	8		15		5	5	10	6100円	7000円	*左記は原告及び被告が1人ずつの場合の料金です。 ・郵便切手の場合、当事者が1人増すごとに2660円分を追加してく ださい。 【内訳】500円4枚、110円6枚 ・保管金の場合、郵便切手の場合に納付すべき総額の1000円未満 を切り上げた額を納付してください。 【例】原告1人、被告3人の場合、郵便切手の場合に納付すべき総額 は、6100円+(2660円×2人分)=1万1420円 保管金で納付すべき額は、1000円未満を切り上げて 1万2000円

*左記は申立人及び相手方が1人ずつの場合の料金です。
・郵便切手の場合、当事者が1人増すごとに1030円分を追加してく
ださい。
【内訳】110円8枚、10円15枚
・保管金の場合、郵便切手の場合に納付すべき総額の1000円未満
を切り上げた額を納付してください。
【例】申立人1人、相手方3人の場合、郵便切手の場合に納付すべき
総額は、2060円+(1030円×2人分)=4120円
保管金で納付すべき額は、1000円未満を切り上げて5000円

*左記は原告及び被告が1人ずつの場合の料金です。
・郵便切手の場合、当事者が1人増すごとに2660円分を追加してく
ださい。
【内訳】500円4枚、110円6枚
・保管金の場合、郵便切手の場合に納付すべき総額の1000円未満
を切り上げた額を納付してください。
【例】原告1人、被告3人の場合、郵便切手の場合に納付すべき総額
は、6100円+(2660円×2人分)=1万1420円
保管金で納付すべき額は、1000円未満を切り上げて
1万2000円

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								備考	
		郵便切手の場合							予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。郵便切手で納 付する際は不要		
		500円	180円	110円	100円	50円	20円	10円			合計額
その他手 続	間接強制	4	1	12				15	3650円	4000円	
	即時抗告（別表第一事件）	4			4	4	10	10	2900円	2900円	
	即時抗告（別表第二事件）	4			10	4	10	10	3500円	3500円	*左記は抗告人及び相手方が1人ずつの場合の料金です。 ・郵便切手の場合、当事者が1人増すごとに1500円分を追加してく ださい。 【内訳】500円2枚、100円4枚、10円10枚 *予納金の場合、郵便切手の場合に納付すべき総額と同額を納付して いただくことになります。 *予納金の場合、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用 も可能です。電子納付を希望する場合は、福岡高等裁判所から「保管 金提出書」が送付されますので、その後に予納してください。
	執行官に子の引渡しを実施させる決定	4	1	12				15	3650円	4000円	
	保全（債権仮差押え）	7		10		2		10	4800円	5000円	*左記は第三債務者が1人の場合の料金です。 ・郵便切手の場合、第三債務者が1人増すごとに1990円分を追加し てください。 【内訳】500円3枚、110円3枚、50円2枚、10円6枚 ・保管金の場合、郵便切手の場合に納付すべき総額の1000円未満 を切り上げた額を納付してください。 【例】第三債務者が3人の場合、郵便切手の場合に納付すべき総額 は、4800円+(1990円×2人分)=8780円 保管金で納付すべき額は、1000円未満を切り上げて9000円
	保全（不動産仮差押え）	6		10		2		10	4300円	5000円	
	審判前の保全処分	4	1	12				15	3650円	4000円	